

特記仕様書

工事番号： 3

工事名： 利尻礼文サロベツ国立公園稚咲内園地改修工事

1, 一般事項

1) 共通仕様書の適用

- 1 本工事は、自然公園等工事共通仕様書に基づき実施すること。
- 2 本工事は、北海道森林土木工事共通仕様書（令和5年4月改訂版）に基づき実施すること。

2) 標準図

- 1 標準図は標準的な施工図、又は、出来高を示すものであり、現地の状況等に応じて受注者は十分照査の上、工事の実施をするものとする。なお施工内容で変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更を行う。

3) 概数の適用

- 1 工事数量総括書の工事内訳書等の「適用」又は「備考」欄に（概）又は「概数」と記して示した数量は、概数であり、現地の状況に応じて設計変更をする。
なお、設計上過大な出来高に対して変更するものではないので留意すること。
- 2 この工事においては、設計変更に係る図書の作成（設計変更図の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。
この場合、発注者と受注者は別途協議するものとする。
- 3 概数に係る工事の施工に当たっては、施工図等を作成の上、工事監督員と協議すること。
- 4 概数に係る標準図は、標準的な施工図、又は出来形を示すものであり、現地の状況等に応じて受注者は照査のうえ、工事を実施するものとする。
なお、施工内容で変更の必要が生じた場合は、工事監督員と協議のうえ設計変更を行う。

2, 工程関係

1) 関係機関との協議状況

- 1 本工事区域は、利尻礼文サロベツ国立公園特別地域に指定されているため、工事施工にあたっては、十分配慮すること。

3, 公害対策関係

1) 工事公害防止のための制限

1 排出ガス対策型機械の使用について

- 1 本工事において下表に示す建設機械（機種）を使用する場合は、建設現場の作業環境の改善及び大気環境の保全を図るため、排出ガス対策型機械（以下、「排対型機械」という。）を使用することを原則とする。
- 2 排対型機械を使用できない場合で、排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下「排ガス浄化機械」という。）を使用する場合は、排対型機械を使用する場合と同等とみなす。
- 3 ただし、リース会社に在庫が無い、自社持ち機械を使用する、浄化装置を装着できない等の理由により排対型機械又は排ガス浄化機械を使用できない場合は理由書を監督員に提出すること。
- 4 施工計画書の主要機械計画表に、排対型機械又は排ガス浄化機械を使用するか、それ以外の非対型機械を使用するかを明記すること。
- 5 本工事において、使用する排対型機械又は排ガス浄化機械の指定ラベル又は認定ラベル及びその施工等が確認できる写真撮影を行い、監督員に提出すること。
- 6 排対型機械又は排ガス浄化機械を使用できない場合については、設計変更の対象とする。

機	種	単位	規	格	基準値
小型バックホウ（油圧クローラー）		m3	0.044, 0.055, 0.080, 0.110, 0.130, 0.160		1次
バックホウ（油圧クローラー）		m3	0.28, 0.45, 0.50, 0.60, 0.80, 1.00, 1.10, 1.40, 1.60, 2.10		1次

備考1 小型バックホウ及びバックホウの規格は山積の標準バケット容量である。

4, 残土、産業廃棄物等関係

1) 残土処理の指定等

- 1 本工事で発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等は、以下箇所に運搬し処理すること。
(建設木くず) 豊富町産業処理協同組合 天塩郡豊富町字上サロベツ6722-23
(コンクリート塊) (株) 大建産業 天塩郡豊富町字下エベコロベツ407-1
(金属くず) (株) 大成産業 稚内市大字声間村字マクベツ754-351他

2) 建設リサイクル法等

- 1 この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（以下建設リサイクル法）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である
- 2 この工事では、特定建設資材廃棄物が発生しないものとしているが、請負業者の都合により実際に発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、建設リサイクル法第13条及び分別解体等省令第4条に基づく協議書の別記様式を準用し、「4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地」欄に必要事項を記載して、工事監督員の確認を受けること。
- 3 建設リサイクル法に係る特定建設資材（コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート）を用いた工作物等の解体においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」に定められた方法により分別解体等を行うこと。
分別解体等を実施する者（下請け含む）は、建設業法の土木工事業、建築工事業、とびに係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。
また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分解解体等を監督させなければならない。
- 4 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファルトコンクリート塊）は、次のとおり再資源化することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。
また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処分施設と積算上想定している処分施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。
- 5 本設計図書において発生しないものとしている種類の特定建設資材廃棄物であっても、請負業者の都合により実際に発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、建設リサイクル法第13条及び分別解体等省令第4条に基づく協議書の別記様式を準用し、「4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地」欄に必要事項を記載して、工事監督員の確認を受けること。
- 6 当該工事受注後速やかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の必要事項を記載し工事監督員に提出すること。
また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、工事完成後工事監督員に提出するとともに、1年間保存すること。

3) 北海道循環資源利用促進税（以下、「循環税」という）について

- 1 当該工事で発生する産業廃棄物が平成18年10月1日以降、道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。
- 2 当該工事では循環税相当額を見込んでいないが、適正な工程管理において産業廃棄物が最終処分場または中間処分場に搬入されて、循環税相当額が必要となる場合は別途協議する。

5, 安全対策関係

1) 安全・訓練等の実施

- 1 本現場施行にあたり、労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、本工事現場に即した安全・訓練等について、全ての作業員を対象に次の実施項目の中から選択し、現場に即した内容を毎月半日以上頻度で実施するものとする。
 - 1 安全活動のビデオ等による視覚教育
 - 2 安全関係法令等の周知
 - 3 工事内容等の周知
 - 4 安全衛生活動に関する手法の習得
 - 5 安全衛生活動の前月の反省と評価
 - 6 当月の作業内容と安全目標の徹底及び実践的指導
 - 7 災害対策訓練
 - 8 本工事現場で予想される事故対策
 - 9 その他、安全・訓練等として必要な事項

2) 安全・訓練に関する施工計画の作成

- 1 本現場施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等に具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するものとする。

6, その他

1) 冬期施工関係

- 1 本工事の施工に当たり、除雪費について工事区域内除雪及び現場運搬路除雪は概数として扱っているため、現地の積雪深、降雪量等について工事監督員と協議すること。

2) 工事施工成績評定

- 1 本工事は施工成績評定対象工事である。

3) 現場代理人の「兼任」の取扱い

- 1 平成25年2月5日付け国交省通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」において、「現場代理人の常駐義務の緩和」に関し「再周知」されたことを踏まえ、現場代理人が工事現場を兼任できる場合の取扱いが定められたことから、受注者は現場代理人の兼任を希望する場合は工事監督員へ申し出てください。

4) 地域経済への配慮について

- 1 当該工事については、地域の経済対策を考慮し、資材調達や労務等の手配を速やかに行うこと。

5) 現場不適合について

- 1 当該工事の施工に際し、設計図書と現場条件の不一致が発見された場合、直ちに工事監督員に報告し、協議すること。

6) 社内検査について

- 1 工事完成後、不可視となる部分については必ず社内検査を実施し、その結果について工事監督員にその都度報告すること。
- 2 なお、社内検査の実施に際し、社内検査実施項目、実施時期、検査方法、確認頻度について施工計画書に明記すること。

7) 災害等について

- 1 施設等を設置した場合は適切に保守、管理を行い、有責事由により災害が発生した場合は、災害復旧の責務を負うこと。
北海道の職員により現地指示等が行われた場合は、これを遵守すること。

7, 提出書類

1) 契約後速やかに提出するもの

- 1 工事工程表・現場代理人等指定通知書・施工体制台帳1・現場代理人等の経歴書・建設業退職金共済掛金収納書・共同企業体編成表(JVのみ)・積算労務単価報告書

2) 工事完成時に提出しなければならないもの

- 1 工事完成報告書・工事完成写真(施工前・完成(撮影月日の記入))・建設業退職金共済証紙貼付実績書・建設業退職金共済証紙貼付内訳書(元受注者(下受注者を含む)が作成し保管)・木材及び木材加工資材の使用状況報告書・下請代金支払い状況及び支払手形期間状況調・グリーン購入基本方針に基づく「環境物品等の調達実績」・技能士活用状況報告書

3) 必要の都度遅滞なく提出するもの

- 1 承諾書・労働災害の発生について(報告)・労働者死傷病報告・公共工事前払金保証証書・公共工事前払金保証証書(写)・前払金使途内訳明細書・前払金使途変更申込書・変更契約書・建設業退職金共済掛金収納書・下請負人選定通知書・施工体制台帳2、3・施工体系図

8, 材料

1) 総則

- 1 当工事施工のため使用する材料は、共通仕様書「第2章材料」に記載されたもののほか設計図書のとおりとし、その数量についても設計図書による。